



2025 年 11 月 7 日

各 位

会 社 名 日本紙パルプ商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員
渡辺 昭彦
(コード番号：8032 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 管理本部本部長
藤井 賢一郎
(TEL：03-3534-8522)

**自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得結果及び取得終了並びに
自己株式の消却、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

当社は、2025 年 11 月 6 日にお知らせしました自己株式の取得について、本日下午記のとおり買付けを行いましたので、お知らせいたします。なお、今回の取得をもちまして、2025 年 11 月 6 日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了するとともに、同日の取締役会において決議いたしました会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却について、以下の通り実施いたしますので、併せてお知らせいたします。

また、上記自己株式取得の結果、2025 年 11 月 7 日付で、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が生じることになりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 取得及び消却の理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行するため、自己株式の取得及び消却を実施いたします。

2. 取得の内容

(1) 取得した株式の種類	当社普通株式
(2) 取得した株式の総数	8,384,900 株
(3) 取得価額	6,355,754,200 円（1 株につき 758 円）
(4) 取得日	2025 年 11 月 7 日
(5) 取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

3. 消却の内容

(1) 消却する株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の数	30,000,000 株 (消却前の発行済株式総数に対する割合 19.97%)
(3) 消却予定日	2025 年 11 月 28 日

〈ご参考〉

1. 自己株式の取得に関する決議内容（2025 年 11 月 6 日公表分）

- ・取得する株式の種類 当社普通株式
- ・取得する株式の総数 10,000,000 株（上限）
- ・株式の取得価額の総額 7,580,000,000 円（上限）

2. 自己株式の消却に関する決議内容（2025 年 11 月 6 日公表分）

- ・消却する株式の種類 当社普通株式
- ・消却する株式の総数 上記 1. により取得した自己株式の全株式数及び現在当社が保有する自己株式のうち 30,000,000 株
- ・消却予定日 2025 年 11 月 28 日

4. 主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動

（1）異動が生じた経緯

上記 2 に記載する自己株式の取得に際し、当社の主要株主である筆頭株主の王子ホールディングス株式会社より、その保有する当社株式の一部（8,025,800 株）を売却した旨の連絡を受けております。これにより、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が生じることとなりましたので、お知らせいたします。

（2）異動が生じた株主の概要

主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

①名称	王子ホールディングス株式会社
②所在地	東京都中央区銀座四丁目 7 番 5 号
③代表者の役職・氏名	代表取締役 社長執行役員 磯野 裕之
④事業内容	紙類、パルプ類およびその副産物の製造加工ならびに売買等の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理

（3）異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前	163,897 個 (16,389,720 株)	13.1%	第 1 位
異動後	83,639 個 (8,363,920 株)	7.1%	第 2 位

（注 1）総株主の議決権の数に対する割合は、2025 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準としております。

2025 年 9 月 30 日現在の発行済株式数 150,215,510 株

議決権を有しない株式として発行済み株式数から控除した株式数（異動前）

25,355,540 株

議決権を有しない株式として発行済み株式数から控除した株式数（異動後）

33,740,440 株

（注 2）大株主順位は 2025 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準としております。

（注 3）異動後における大株主順位の第 1 位は、「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）」ですが、同社は金融商品取引法第 163 条第 1 項ただし書の規定により主要株主及び主要株主である筆頭株主には該当いたしません。

5. 今後の見通し

当社と王子ホールディングス株式会社との取引関係は、本件によって特筆すべき影響が生じるものではありません。

以上